

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	教育委員会事務局 長浜南部学校給食センター
委託業務番号	令和5年度 長南学給セ第7号
委託業務名称	昇降機保守点検業務(三菱エレベーターリモートメンテナンス契約)
委託業務場所	長浜市南田附町535番地 長浜南部学校給食センター
業務の概要	長浜南部学校給食センターに設置のエレベーターの保守点検業務
履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	501,600円
契約の相手方	[所在地又は住所] 草津市矢倉2丁目4番23号 [商号又は名称] 三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社 滋賀支店
契約相手方の選定理由	本業務は、長浜南部学校給食センターのエレベーターの定期的な技術者による点検、遠隔監視による毎月点検を行うものであり、安心安全で正常な運転を行うためには、適正な点検整備と正常に作動しているか確認検査を受ける必要がある。このため、機器の構造、整備内容に熟知し、点検業務に精通している機器の納入業者である契約の相手方として三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社滋賀支店を選定した。
根拠規定	<p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>